小浜市　　津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書

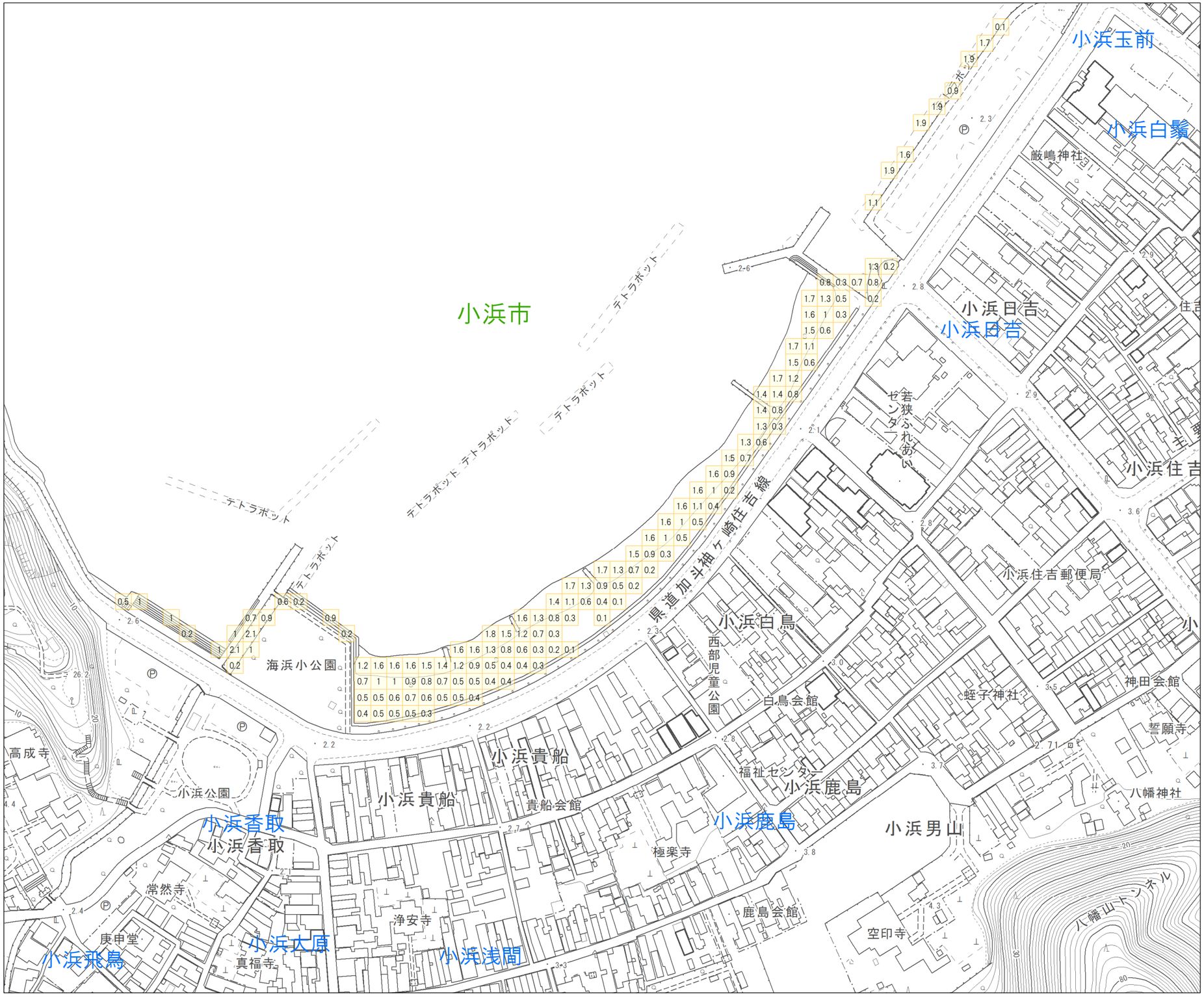

津波災害警戒区域　区域図

0.0　基準水位（数字は地盤高からの高さ（m））　　市町界

0　50　100　200 m

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という））第53条第1項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

○宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の住宅建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項説明の対象となります。

【基準水位】

○「基準水位」は、津波法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）

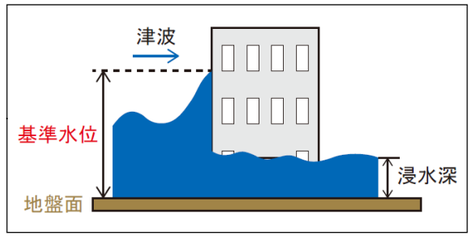

【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成30年度に実施した航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和2年時点の国土地理院の国土基本情報または市所管の地形図データを基に作成しているため、実際の道路や建物等が背景図と異なっている場合があります。

N	津波災害警戒区域（基準水位）	基準水位（単位：メートル）
縮　尺 1：2,500	市町名	小浜市
	図面番号	86

※この地図は、小浜市長の承認を得て、同市所管の測量成果を使用して調製したものである。